

平成19年12月19日付津市監査委員告示第12号公表分
水道局（水道総務課）

監査の結果	行政財産の使用許可書において、条件に不服がある場合は「市長に審査請求することができる」旨などの教示に改めるよう指導した。
措置の内容	許可の条件に不服がある場合は「市長に審査請求することができる」旨の教示に改めるとともに、処分の取消しの訴えに係る教示を行った。